別区を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険にあっては、市町村（以下「市町村国保」という。））をいう。以下同じ。）は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

本指針は、法第18条第１項の規定に基づき、特定健康診査（同項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画（法第19条第１項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）の作成に関する重要事項を定めるものであり、法第19条の規定により、各保険者は、本指針に即して、６年ごとに、６年を一期として、特定健康診査等実施計画を定めるものとする。

なお、医療費適正化計画が６年ごとの計画であることを踏まえ、本指針についても、６年ごとに検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更していくものである。

また、特定健康診査等の実施に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）第９条第１項に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要がある。

第１　特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

一　特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項

1　特定健康診査の基本的考え方　（略）

2　特定健康診査の実施に係る留意事項　（略）

3　事業者等が行う健康診断との関係

被用者保険（保険者のうち、市町村国保を除いたものをいう。以下同じ。）は、健康診断の実施場所、実施時期、健診結果の送付等の点について事業者等（法第21条第２項に規定する事業者等をいう。以下同じ。）と十分な連携を図り、被保険者及び被扶養者の受診の利便の向上を図るよう努めること。

4　その他　（略）

二　特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項

1　特定保健指導の基本的考え方　（略）

2　特定保健指導の実施に係る留意事項　（略）

3　事業者等が行う保健指導との関係

被用者保険において特定保健指導を実施するに当たっては、事業者等や労働者健康保持増進サービス機関（事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第１号）に規定するものをいう。）等に対して特定保健指導の実施を委託する場合においては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）に定める実施方法等について留意すること。

4　その他　（略）

三　特定健康診査等の実施における個人情報の保護　（略）

査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

本指針は、法第18条第１項の規定に基づき、特定健康診査（同項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画（法第19条第１項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）の作成に関する重要事項を定めるものであり、法第19条の規定により、各保険者は、本指針に即して、５年ごとに、５年を一期として、特定健康診査等実施計画を定めるものとする。

なお、法第11条の規定に基づき、医療費適正化計画について、その作成年度の翌々年度に当該計画の進捗状況に関する評価が行われることを踏まえ、本指針についても、当該評価の時期に併せて検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更することとする。加えて、医療費適正化計画及び保険者の特定健康診査等実施計画が５年ごとの計画であることを踏まえ、本指針についても、５年ごとに検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更していくものである。

また、特定健康診査等の実施に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）第９条第１項に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要がある。

第１　特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

一　特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項

1　特定健康診査の基本的考え方　（略）

2　特定健康診査の実施に係る留意事項　（略）

3　事業者等が行う健康診断との関係

被用者保険（保険者のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第３条第１項に規定する国民健康保険の保険者（以下「市町村国保」という。）を除いたものをいう。以下同じ。）は、健康診断の実施場所、実施時期、健診結果の送付等の点について事業者等（法第21条第２項に規定する事業者等をいう。以下同じ。）と十分な連携を図り、被保険者及び被扶養者の受診の利便の向上を図るよう努めること。

4　その他　（略）

二　特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項

1　特定保健指導の基本的考え方　（略）

2　特定保健指導の実施に係る留意事項　（略）

3　事業者等が行う保健指導との関係

被用者保険において特定保健指導を実施するに当たっては、事業者等や労働者健康保持増進サービス機関（事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第１号）に規定するものをいう。）等に対して特定保健指導の実施を委託する場合においては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第11号）に定める実施方法等について留意すること。

4　その他　（略）

三　特定健康診査等の実施における個人情報の保護　（略）